

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び聖籠町財務規則（平成3年規則第3号）第153条及び154条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月16日

聖籠町長 手 嶋 満

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事名 | 別條1号線道路舗装工事 |
| (2) 工事場所 | 聖籠町大字 別條 地内 外 |
| (3) 工期又は履行期限 | 契約締結の日から74日間 |
| (4) 工種 | 舗装工事 |
| (5) 工事概要 | L=96.0m W=8.5m
表層工 777㎡
区画線工 247m |

2 入札参加資格要件

(1)各種法令等による制限
① 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと。
② 聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中にないこと。
③ 建設業法第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていないこと。
④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが成されていない者であること。
(2)登録工種・格付
① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、舗装工事に関し、建設業の許可を受けていること。
② 令和7・8年度聖籠町建設工事入札参加資格者として、舗装工事に係る格付けがA級・B級であること。
(3)地域要件
① 公告日現在、聖籠町又は新発田市の区域内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所又は従たる営業所（主たる営業所から当町との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有すること。
(4)実績要件等
要しない。
(5)配置技術者の資格等
① 本工事を施工しうる国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者の配置を行う場合は、以下のア～ウの要件を全て満たすこと。（ただし町長が別に認める場合はその限りではない。）

- ア) 兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め２件までであること。ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。
- イ) 兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が新発田地域振興局管内（新発田市、胎内市、及び阿賀野市）又は町長が当該工事にて適正に遂行できると認めた場合とする。
- ウ) 配置される特例監理技術者と監理技術者補佐は、発注される建設工事の検定種目に応じた資格を持ち合わせていること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札執行時点において、２に掲げる入札参加資格要件を失った場合は、入札に参加できない。
- (3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者を審査した結果、失格となった場合は次順位の者を新たな落札候補者とする。（順次適用）
- (4) 再入札は２回を限度とし、初度の入札及び第１回の再入札において無効入札をした者は再入札に加わることができない。
- (5) 最低制限価格を設定「する」案件については、最低制限価格未満の入札者は、再入札に参加できない。
- (6) ２回の再入札の結果、落札候補者がいない場合において、最低価格の入札金額と入札書比較予定価格の差異が１０％を超えないときは、聖籠町財務規則に基づき、最低価格で入札した者と随意契約の手続きに入るものとする。これについては、２回を限度に見積書を提出してもらい、落札候補者となるべき価格となった場合に随意契約を行う。なお、随意契約の手続きは辞退することができる。
- (7) 落札候補者は、翌日（休日は除く。）までに、次の書類を提出すること。

※データによる提出も可能とします。

- ① 入札参加資格審査書類の提出について（別記様式第４号）
- ② 配置予定技術者調書（別記様式第３号）
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 納付（５００万円未満は免除） |
| (10) 予定価格 | 公表（契約締結後） |
| (11) 最低制限価格の設定 | しない |
| (12) 前金払 | する（契約金額が３００万円未満の場合はしない） |
| (13) 部分払 | しない |

(14) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし単価契約の場合は端数処理はしないものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

- (15) 工事費内訳書の提出 有り

（入札書提出時に工事費内訳書（任意様式）を提出すること。（再入札及び再々入札を除く。）工事費内訳書を提出しない場合、又は重大な誤りや遺漏がある場合は入札を無効とすること、また、一部記入漏れ等の軽微な不備がある場合は再提出を求める場合がある。）

(16) その他

本入札は、公告記載事項のほか、聖籠町財務規則及び聖籠町制限付一般競争入札実施要綱に基づき実施する。

4 入札参加申込に必要なもの

(1) 一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を2部、申込み締切りまでに聖籠町役場2階総合政策課まで持参すること。

※1部に受付印を押したものを返却するので、確認のため入札当日持参すること。

※データ、郵送による申請書の提出も可としますが、事前にメール又は電話をしてください。

5 入札日時 令和8年9月30日 午前11時10分から

6 入札場所 聖籠町役場 1階 1階会議室

7 申込み締切り 令和8年9月29日 正午まで

8 設計図書に関する質問及びその回答

(1) 質問方法 町ホームページからダウンロードした質問書に、質問事項を記載し、書面をメールに添付して送信、受付場所に持参、郵送又はファクシミリにより送信等する方法による。（質問書には、公告番号・工事名・入札日時等を記載すること。）

(2) 質問締切 令和8年9月25日 正午まで

(3) 受付場所 〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
聖籠町役場 2階 総合政策課 FAX 0254-27-2119
E-mail:sousei@town.seiro.niigata.jp

(4) 回答 受け付けた質問と回答は、令和8年9月28日正午までに聖籠町役場階 供覧場所 及び 聖籠町ホームページに公表する。

9 その他

(1) 本工事において、従たる営業所で「2 入札参加資格要件」の(3)を満たした者が落札候補者となった場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、当該営業所に関する以下の資料を提出すること。

※データによる提出も可能とします。

- ① 建設業の許可基準上の専任技術者に係る氏名、住所及び資格を証明するもの
ア) 住民票（現住所が住民票と異なる場合は、現住所建物の賃貸借契約書の写し又は公共料金（水道及び電気料金）の領収書の写し）
イ) 建設業法第7条第2号及び第15条第2号に該当する者を証明するもの（本件の施工に必要な国家資格の証明書の写し等）
- ② 当該営業所における専任技術者の勤務実態を証明するもの
ア) 入札前3か月分の出勤簿又はタイムカードの写し等
- ③ 当該営業所の運営に係る経費の支払いを証明するもの
ア) 入札前3か月分の公共料金（水道及び電気料金）の領収書の写し

(2) 前項により提出された資料確認の結果、営業実態に疑義がある場合には、別途提出を指示する日の翌日から起算して2日以内に追加資料を提出するよう求めることがある。この結果、営業実態がないことが確認された場合や前項及び本項で求める資料を期限までに正当な理由なく提出しない場合は、入札に参加する者に必要な条件を満たさないものとして、当該入札を無効とする。なお、この場合には、建設業許可行政庁に通報することとする。

10 設計図書の閲覧場所及び入札参加申請書提出先

閲覧場所 聖籠町役場 階 供覧場所 及び 聖籠町ホームページ

入札参加申請書提出先 聖籠町役場 2階 総合政策課

入札に関するお問い合わせ先 上記 電話0254-27-2111 （内線264）